

～災害後の迅速な応急修理に備えるための体制の強化～

大規模災害による被災住宅の応急修理に係る講習会を実施

日時：令和7年3月19日（水）14：00～（受付13：30～） 会場：広島県消防学校

災害救助法に定める災害が発生した場合、被災者からの申込により市町が業者に依頼し、被災住宅の応急修理を行うこととなっており、広島県では広島県瓦工事業組合連合会を含む4団体と業者確保のための協定を締結しているところです。

この度、災害後の迅速な応急修理に備えるための体制の強化を図るため、広島県瓦工事業組合連合会と連携して応急修理業者及び自治体担当者向けの講習会を実施することとなりました。

つきましては、御多忙のことと存じますが、是非、貴メディアでの御取材・御紹介を賜りますよう、お願いいたします。

《講習会》

【日時】 令和7年3月19日（水） 14:00～16:30 終了予定（受付 13:30～）

【場所】 広島県消防学校 講堂
広島市安佐北区倉掛二丁目33番2号

- 【内容】
- (1) 基本講座（座学）
 - ・ 応急修理制度の概要
 - ・ 災害時の瓦屋根被害事例
 - ・ 屋根へのブルーシート設置に必要な道具と準備方法
 - ・ 屋根へのブルーシート設置事例
 - (2) 実技講座（実演）
 - ・ 瓦屋根へのブルーシートの設置方法の実演

【ブルーシート設置の例】



広島県瓦工事業組合連合会提供



内閣府資料



○参考

【広島県瓦工事業組合連合会 概要】

沿革	平成15年4月1日に設立。 (一社)全日本瓦工事業連盟の正会員であり、(一社)全日本瓦工事業連盟の災害規約に基づき、地域団体として、瓦屋根の破損に対する相談やブルーシート掛けを行う。
代表者	会長 竹内 昌博 氏
所在地	広島市南区大州 2-18-20 みずほビル 1階
協力会員企業	48 団体 (令和7年2月時点)

【応急修理制度】

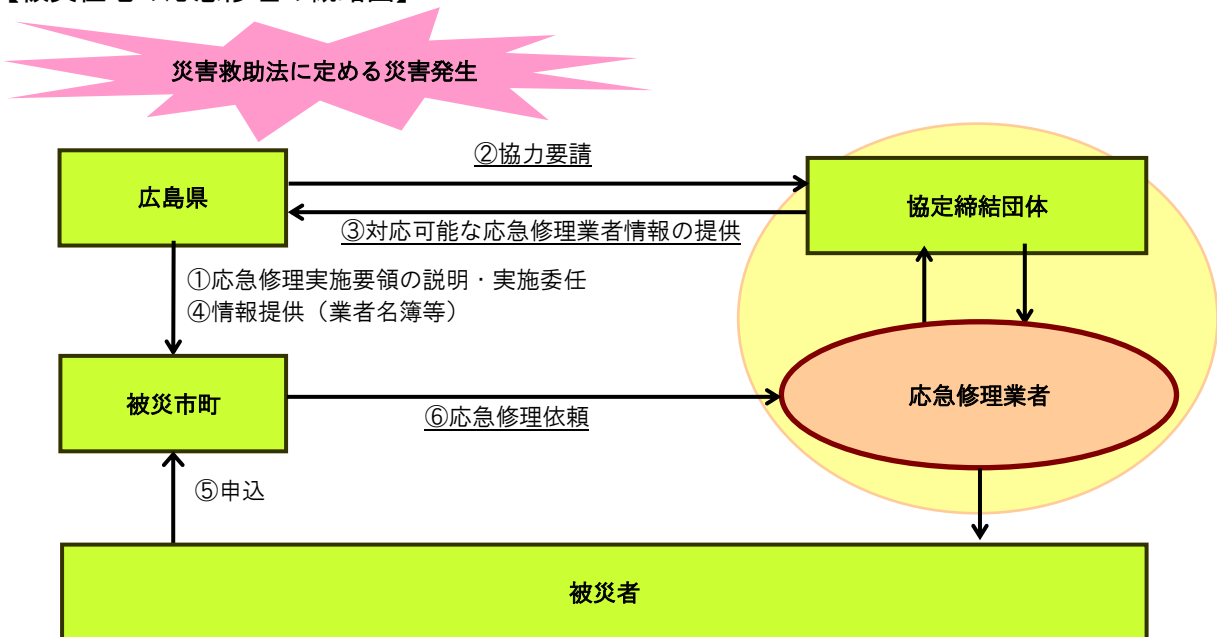
災害救助法第4条に基づく救助の種類の一つである。

項目	救助の概要
緊急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害のため住家が損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯に対して、ブルーシートの展張等、緊急的に修理するもの
応急修理	日常の生活に必要な最小限度の部分の修理 自宅が一定の被害(大規模半壊、半壊又は準半壊)を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を緊急的に修理するもの

【応急修理に係る協定締結団体(締結順)】

- ・広島県建設労働組合
- ・広島県工務店協会
- ・(一社)災害復旧職人派遣協会広島県支部
- ・広島県瓦工事業組合連合会

【被災住宅の応急修理の概略図】



(別紙：取材申込書)

3月17日(月) 12時までにメールにてお申し込みください。

大規模災害による被災住宅の応急修理に係る 講習会

日時：2025年3月19日(水) 14:00~16:30 (受付 13:30)

場所：広島県消防学校(広島市安佐北区倉掛二丁目33番2号)

お申し込みにあたっては下記内容をメールでお送りください。

件名：講習会取材申込

宛先：dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp (担当者：住宅課 横川・高橋)

申込者(メール本文に記載してください)

貴社名：_____

媒体名：_____

部署名：_____

担当者名：_____

参加人数：_____名(担当者含む)

車両：_____台(駐車可能台数に限りががあります)

電話番号：_____

Eメール：_____

カメラ：ENG (_____ 台) / スチール (_____ 台)